

自然史資料収集と ABS

西田 治文

*中央大理工学部生命科学科・東京大学大学院生物科学専攻
*112-8551 東京都文京区春日 1-13-27

Natural History Collections and ABS

Key Words: collection, museum, science council, treasure

Harufumi Nishida

*Department of Biological Sciences, Faculty of Science, Chuo University;
Department of Biological Sciences, Graduate School of Science, University of Tokyo
*1-13-27 Kasuga, Bunkyo, Tokyo, 112-8551 Japan

1. はじめに

ABS は、生物多様性に基づく（遺伝）資源の衡平な分配を目途としており、それ自体は推進することに一定の意味がある。一方で、ABS は経済的価値を目安に生物資源の配分を行なうため、生物の非利益追求型学術利用をしている研究者には、生物の現地観察、資料の採集や輸出入が思うようにできなくなるのでは、という根深い懸念がある。科学者集団を統括する国際機構である国際科学会議 ICSU は、2011 年 9 月に Advisory Note “Access and Benefit Sharing (ABS) System”を發表して、ABS 問題における留意点を挙げた。その中の「生物多様性の危機を緩和する」(Mitigate the biodiversity crisis)という節で、“Scientific organisations should point out to national governments that an overly restrictive implementation of the ABS system could ultimately lead to the abandonment of academic non-commercial research and delay or prevent obtaining knowledge urgently needed for the conservation and sustainable use of biological diversity.”と記して、非利益追求型研究活動を妨げることの無いように政府に働きかけるべきであると注意を喚起している。しかし、この声明もよく読めば、生物多様性の保全と持続的利用に関わる研究について述べており、植物学あるいは生物学全般の基礎研究に対する配慮ではない。

このような利益追求型でない研究の必要性を訴える際に、実際の研究者はしばしば「なぜわざわざ外国まで行って経済価値もない標本を集めるのか」という質問に遭遇する。ABS と直接関わりのある非利益追求型の研究は、その多くが自然史科学分野に属しているので、ABS 関連の法や仕組みを整えるにあたって、自然史系の研究者はあらためて自らの研究資料集めの社会的価値を世間に訴えることになる。その基礎となる理念として、ここでは植物に限らず広く自然史資料を集め、保管しておくことの意義について言及しつつ、自然史資料の保管と収拾に関する最近の大きな動きを紹介して、ABS 問題における自然史系科学の身のおき方

を考察してみたい。

2. 災害からの教訓

2011年3月の大震災と津波によって、多数の自然史標本やそれを収蔵する博物館等施設も被災し、その救援も文化財に比して大きく出遅れたことが問題となった(西田 2011ab, 真鍋 2011)。そもそも我国における自然史系博物館と収蔵標本の存在理由や社会的意義は、これまで学術会議をはじめ各所で十分すぎるほどに議論され、それに照らした実状が欧米先進諸国あるいは最近では中国に比しても貧弱であることが、従来から指摘されていた(西田 2005, 日本学術会議 2003ab, 2005, 2007ab, 2010)。奇しくもこのことが、大災害を契機に再確認されることとなった。さらに、災害時には文化財に比べて自然史系標本の救済が後手にまわったことも重大な問題であった(神庭他 2011)。これらの問題は、自然史系科学における損失を招くにとどまらず、日本の科学を支える基礎教育の危機を招来する可能性がある(西田 2010)。以上のような経緯から最近、日本学術会議において2つの大きな動きがあった。一つは「自然史財」という概念の提唱、もう一つは本格的な国立自然史博物館の新設案である。ここでは、自然史標本の意義付けについては緒論の引用にとどめ、災害の教訓から派生した自然史系研究におけるこの2つの動きを紹介する。さらに、この動向がABS問題にも貢献できることを提起しておく。

3. 自然史財

自然史標本を「自然史財」として認識し、その保全を担保するための方策を講ずることが検討されている。2011年3.11災害時の文化財救援体制は迅速かつ系統的で、種々の問題はあったかもしれないが、文科省から地域の教育委員会までの上意下達とフィードバックが生かされた。これに対して自然史標本は、その所在把握と情報共有が不十分であっただけでなく、救済は個人的連携をもとになされることが多かった。この原因は、文化財が文化財保護法によって法的に存在が認められ、その維持管理体制と組織がピラミッド構造のように確立していたからである。もともと自然史標本についても、文化財保護法が検討されたときには文化財の範疇に含めて検討された経緯がある。昭和25(1950)年に制定された文化財保護法の立案と企画は、当時の参議院文部専門員竹内敏夫と、参議院法制局第二部長岸田実とが主導した。彼らが同法制定の経過と趣旨を解説した「文化財保護法詳説」(竹内と岸田 1950)の序文には、「凡そ国家が自民族の優秀な文化的資産の保護に遺憾なきを期することは、決して偏狭な民族主義に基くものではなく、後々の世代に対し、又世界全人類に対し負担する崇高な義務といわなければならない。」とある。この精神に照らして、自然史標本も当然のように法で規定されるはずであったが、残念なことにそれを包含して法制化することの難しさを理由に、将来このことについては見当すべきであるという但し書きを添えたうえで、見送られてしまった。したがって、我国はこの但し書きにある責務を遂行する義務がある。

以上の現状を踏まえて、2012年4月に、日本学術会議の基礎生物学委員会と総合生物学委員会合同の「自然史標本の文化財化分科会」(馬渡駿介委員長)が設置され、活動を開始した。この分科会において、「自然史財」という新たな概念が提唱され、「文化財化」とは名うって

はいるが、基本的には文化財保護法とは一線を画した自然史財独自の法案を策定するべく作業が進んでいる。自然史財の概念や定義についてはまだ議論の最中で、定まったものはないが、著者独自の見解で文化財と対比したものを表1に示してある。自然史財が社会的に認知されることになれば、非利益追求型研究とその資料収集の意義についてもより理解が深まるはずである。一方で、自然史資料の維持と研究の継続という視点からは、慢性的な後継者不足と研究機関や研究室の減少が、デフレスパイラルのように続いている。人類の持続的発展を保証するためには、生物多様性と地球環境の継続的監視が欠かせない時代となり、自然史研究は現代的な重要性を持つようになった。また、自然史を通じた環境教育や生物学的倫理の育成、科学への好奇心導入は、将来の世代のために充実させるべき教育目標である。このような多機能を果たすべき基幹ネットワークを国内に整備する必要がある、その中核となって各地域の自然史博物館と協働できる国立の施設が不可欠となる。それが国立自然史博物館計画にへとつながるのである。

表1 文化財と自然史財

項目	文化財	自然史財
定義	文化活動の客観的な所産としての諸事象または諸事物(広辞苑)人間が形成した物心両面の成果(文化財保護法)	自然の状態を継続的に記録し後世に伝えるための科学的・客観的証拠
特徴	保護が主目標	管理と利用の両立
公開と利用	消極的	積極的
有形/無形	両者あり	基本的に有形(生物, 鉱物, 化石等)
範疇	文化財, 記念物, 伝統的建物群, 登録記念物	タイプ標本, 稀少標本, 有意収集標本群(地域, 時間, 収集者), 学術指定標本など
法律	文化財保護法	なし 自然史財法?
組織	文科省以下市町村教育委員会までのピラミッド構造	文科省による統括?

4. 国立自然史博物館設置の提案

日本学術会議第22期の大規模研究・施設計画の募集に対して、現在、新たな「国立自然史博物館」の建設構想が提案されている。学術会議の自然史標本の文化財化分科会、自然史・古生物学分科会、動物学分科会が共同で起案し、応募要領に沿って2013年3月末に学術会議学術の大型研究計画検討分科会宛提出されたものである。同様の博物館構想は、学術会議においてもたびたびなされてきたが、それらはもっぱら関係学問分野の振興を主眼にしたものであった。今回の提案が従前と大きく異なることは、第一に自然史研究が、生物多様性と生

態系、地域及び地球全体の自然環境の継続監視に不可欠であることを設立理由に盛り込んだことである。さらに、自然の変化を証拠づける自然史標本の安全かつ永続的な保管を保証すること、教育的意義などの必要性が、強調された。2014年2月ごろを目処に選定される25件程度の最重点整備計画に入り、さらに関係省庁が予算化に目を向けてくれれば、実現性は高まるのだが、こればかりは良い結果を願うしかない。

5. 自然史科学分野のABSへの貢献

ABSの対象となる生物の経済的「資源性」を論ずることは、生物多様性条約に盛り込まれた利益分配の理念に沿うことであろうが、それと並行して、生物多様性の現状と将来を予測するための「学術性」についても、知識共有の理念として生かさねばならない。また、一見関係が薄いように見える自然史という視点をあえてABS問題とあわせて論じたのは、生物材料に限らず、化石や鉱物など広範な自然史資料の採集や輸出入に、これも経済的理由から規制がかかり始め、ABSに似た問題が増え始めているからでもある。シンポジウムにおいても、国内の課題として、ABSに関わる国内外の手続きや管理、情報提供をどこが行なうのかという問題が指摘された。広く自然史財を扱う機関としての国立自然史博物館は、このような業務を統括するのに最適な組織であるかもしれない。

引用文献

- 神庭伸幸、青木睦、西田治文、栗原祐司 2011. 巻頭特別座談会「日本の文化財レスキュー」.
Cultivate 38: 6-15.
- 竹内敏夫、岸田実 1950. 文化財保護法詳説. 刀江書院. 東京.
- 西田治文 2005. 未来を育てる標本. 特集:博物館=モノ集めの文化. 全科協ニュース 35: 3-5.
- 西田治文 2010. 自然史・古生物学教育と生物多様性教育. 特集2: 生物多様性と統合生物学.
学術の動向 15: 109-113.
- 西田治文 2011a. なぜこの非常時に標本と博物館を案ずるのか - シンポジウム開催趣旨. 特集1 東日本大震災への対応 - 学術フォーラムの成果の概要 - ③被災した自然史標本と博物館の復旧・復興に向けて. 学術の動向 16: 34-35.
- 西田治文 2011b. 標本レスキュー、過去を未来へ - 自然界の文化財を守り伝えることの意義 -. 岩槻邦男、堂本暁子 (監修) 災害と生物多様性. 生物多様性 JAPAN. pp. 70-73.
- 日本学術会議 2003a. 日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告 学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について.
- 日本学術会議 2003b. 日本学術会議動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会報告 自然史系・生物系博物館における教育・研究の高度化について.
- 日本学術会議 2005. 日本学術会議動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会報告 自然史系博物館における標本の収集・継承体制の高度化
- 日本学術会議 2007a. 日本学術会議自然史・古生物学分科会 (基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同) 対外報告 文化の核となるべき真の自然系博物館の確立を目指して.

日本学術会議 2007b. 声明 博物館の危機をのりこえるために.

日本学術会議 2010. 日本学術会議日本の展望委員会生命科学作業分科会提言 日本の展望 - 生命科学からの提言.

真鍋 真 2011. 東日本大震災: 学術コミュニティが取り組むべき現在と未来. 全科協ニュース 41: 5-7.